



2025
年度版

25%

安心プレーに
割安で納得!!

ゴルフ賠償責任保険

ホールインワン・アルバトロス費用・ゴルフファー傷害・ゴルフ用品補償特約付帯

補 償 期 間

2025年4月21日から2026年4月21日まで

今回ご案内の「ゴルフファー保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内のご契約タイプは、被保険者（保険の補償を受けられる方）数が500名以上であることを前提として、25%の団体割引が適用されています。被保険者数が500名に満たなかった場合には割引率が変わります。この場合、保険料はそのまま、保険金額を引き下げることにより調整を行います。

次のような保険金をお支払いします。

ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の有料のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、あなたが慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額の範囲内でお支払いします。

（ご注意）

キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

※セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場使用人や先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限って保険金支払の対象となります。
※複数の保険にご加入いただいても、お支払いする保険金は最も高い保険金額が限度となります。

■同伴競技者、友人などへの贈呈用記念品購入費用：

ただし、次の費用を除きます。

①貨幣・紙幣 ②有価証券 ③商品券等の物品切手 ④プリペイドカード（ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードはお支払いの対象となります。）

■祝賀会費用 ■（※）ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用

■同伴キャディに対する祝儀 など

（※）記念植樹の代りに、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念してゴルフ場に設置するモニュメント等を作成する場合はその費用を含みます。

		初級コース (GA型)	中級コース (GB型)	上級コース (GC型)
保 険 料		4,000円	6,000円	8,000円
支払限度額（保険金額）	ゴルフ賠償責任	2億円	2億円	2億円
	死亡・後遺障害	655万円	726万円	795万円
	入 院 日 額	9,825円	10,890円	11,925円
	通 院 日 額	6,550円	7,260円	7,950円
	ゴルフ用品損害	18万円	25万円	32万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円	35万円	50万円

（保険期間1年間、ゴルフ賠償責任の自己負担額はありません。）

（注）ゴルフの競技または指導を職業としている方は、ホールインワン・アルバトロス費用を補償するお引受けはできませんので、上記コース以外でのお引受けとなります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●保険金のお支払いは次のいずれかに該当する場合に限りです。

- (1)ホールインワンまたはアルバトロスを次のア・イ. の両方が目撃した場合（公式競技の場合は、ア・イ. のいずれかの方が目撃した場合）
ア. 同伴競技者
イ. 同伴競技者以外の第三者（下記の方をいいます。）
・同伴キャディ ・ゴルフ場使用人 ・公式競技参加者 ・公式競技の競技委員 ・ゴルフ場に入出入りする造園業者、工事業者 ・ゴルフ場内

の売店運営業者 ・ワンオンイベント業者 ・先行・後続のパーティのプレーヤー※ など
※被保険者が参加するゴルフコンペのプレーヤーが目撃した場合も対象になります。
- (2)ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合

●ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。

- (1)共栄火災所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
次のア.～ウ. に掲げるすべての方（※）が署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書
（※）公式競技の場合は、ア. またはイ. のいずれかの方およびウ. の方
ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者（上記に記載のとおり）
ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者
(2)費用の支出明細書およびその支出を証明する書類（領収証等）
(3)同伴競技者のアテスト済みのスコアカード
(4)その他共栄火災が必要とする資料

ゴルフ賠償責任

他人に対する賠償責任

日本国内外においてゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して有料のゴルフ場構内で行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負担されたとき支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

- ①損害賠償金：
被保険者（保険の補償を受けられる方）が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
（支払方法）被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
- ②損害防止費用：
損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用および権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
（支払方法）損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

③応急手当等費用：

損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
（支払方法）損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

④争訟費用：

損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
（支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。

⑤保険会社への協力費用：

保険会社が被害者と直接折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
（支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。

⑥示談交渉費用：

損害賠償責任の解決について、被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
（支払方法）支払限度額の外枠でお支払いします。

ゴルフファー傷害

ゴルフファー自身のケガ

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、あなた自身が急激かつ偶然な外来の事故※により、ケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折／骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労／筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

- 死亡保険金：ケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金額の全額
（注）すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。
- 後遺障害保険金：ケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100%
（注）保険期間を通じ、保険金額が限度となります。
- 入院保険金：上記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき保険金額の1.5/1000の額。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。
- 通院保険金：上記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、90日を限度として、通院日数1日につき保険金額の1/1000の額
なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位（※1）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（※2）を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。
※1 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、長管骨、脊柱、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
※2 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。
（注）通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書等の受領等のみのものは含みません。

●万一事故が起きたら…

事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●賠償事故の場合は、引受保険会社が被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって賠償事故が発生した場合には、引受保険会社の助言に基づき、被保険者（保険の補償を受けられる方）ご自身が被

害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合は、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ゴルフクラブを破損・曲損された場合には、破損・曲損したクラブの現物または写真が必要です。
- ゴルフ用品が盗難にあった場合は、必ず警察にお届けください。
※1 ①の損害賠償金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次のア・イ. のいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。（ゴルフファー傷害、ホールインワン・アルバトロス費用を除きます。）
ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額（※）
イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額 = 損 害 額 − 他 の 保 険 契 約 等 か ら 支 払 わ れ た 保 険 金 ま た は 共 済 金 の 合 計 額

※3 他の保険契約等がある場合においては、次のア・イ. に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。（ホールインワン・アルバトロス費用の場合）
ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額（※）
イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額 = それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額 − 他 の 保 険 契 約 等 か ら 支 払 わ れ た 保 険 金 ま た は 共 済 金 の 合 計 額

（※）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

●ご契約は自動更新

補償期間は、補償開始後最初に到来する4月21日（制度の統一満期日）の午後4時までとなります。ただし、特段のお申し出をされない限り、毎年同じ補償内容で自動的に継続されます（継続の際には、あらかじめ加入依頼書をご提出いただくなどの手続きは不要です）。ただし、被保険者数による団体割引率の変更や商品内容の改定などにより、継続契約の内容が変更となる場合はあらためてご案内します。

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです

●他人に対する賠償責任 保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による賠償責任／貸しクラブやゴルフ場のゴルフカート等の他人から借りたり、預かりたりしている物に対する賠償責任／被保険者と同居する親族に対する賠償責任／戦争・暴動・天災などに起因する賠償責任 など

●ゴルフファー自身の傷害 保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）・保険金受取人の故意または重大な過失／被保険者の自殺行為／犯罪行為・闘争行為／被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失／地震・噴火・津波・戦争・暴動／むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの
※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

●ゴルフ用品の損害 保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意または重大な過失／火災の際における盗難／自然消耗、性質による変質／置き忘れ・紛失／戦争・暴動・天災／ゴルフボールのみの盗難 など

●ホールインワン・アルバトロス費用 被保険者（保険の補償を受けられる方）がゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）の場合、そのゴルフ場で達成したもの など

●ご加入方法

加入依頼書に必要な事項をご記入・押印のうえ、株式会社コープサービスまでお送りください。
保険料のお支払については別途ご案内致します。
※このチラシは概要を説明したものです。ご不明な点は取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。
※ご加入の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

承認番号 24-2053

お問い合わせ先（取扱代理店）

（株）コープサービス

〒890-0037 鹿児島市広木一丁目1番1号

☎0120-39-7780

受付時間／月～金
9:00～17:00

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社
南九州支店 直轄営業課

〒890-0053 鹿児島市中央町29-1

TEL.099-253-4717

